

令和 4年10月13日

姫路市事業所用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の事業所に太陽光発電設備及び蓄電池（以下「太陽光発電設備等」という。）を設置する者に対しその経費の一部を補助することにより、地域の再生可能エネルギーの主力化とレジリエンスの向上を図り、姫路市が宣言するゼロカーボンシティの実現を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 市内で営利を目的とする事業を反復継続して営み、引き続き市内において事業を継続する意思を有する者で、ア又はイに掲げるものをいう。ただし、ウからオまでのいずれかに該当するものを除く。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第4号に規定する中小企業団体

ウ 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の中小企業者等以外の所有に属している法人

エ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の中小企業者等以外の所有に属している法人

オ 中小企業者等以外の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

(2) 需要家 太陽光発電設備等から発電された電気を使用する事業者をいう。

(3) オンサイトPPAモデル 太陽光発電設備等を所有し、電気を発電する事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該事業者の費用により設置し、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式をいう。

- (4) リース等事業者 オンサイト P P A モデル又はファイナンスリース契約（以下「リース契約等」という。）により太陽光発電設備等を事業所に設置する者
- (5) 太陽電池出力 太陽電池モジュールに係る J I S（産業標準化法（昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号）第 2 0 条第 1 項に規定する日本産業規格をいう。）に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のうち低いものをいう。

（補助対象者）

第 3 条 市長は、予算の範囲内において、次の各号のいずれにも該当する者（以下「補助対象者」という。）に対して補助金を交付する。

- (1) 市内の事業所に太陽光発電設備等を導入しようとする中小企業者等（リース契約等により導入する場合にあつては、当該中小企業者等とのリース契約等により、当該事業所に太陽光発電設備等を導入するリース等事業者）であること。
- (2) 市税に滞納がないこと。
- (3) 姫路市暴力団排除条例（平成 2 4 年姫路市条例第 4 9 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (4) 姫路市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (5) 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（補助対象事業）

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の事業所に太陽光発電設備等を導入する事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、リース契約等により実施する場合にあつては、当該太陽光発電設備等の法定耐用年数が経過するまでの間、この要綱に基づく補助金の全額（蓄電池を設置する場合にあつては、5 分の 4 以上の額）が、需要家が契約上負担すべきサービス料金、リース料金等に充当されるものでなければならない。

- (1) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 2 3 年法律第 1 0 8 号）に基づく F I T 制度又は F I P 制度による売電を行わないものである

こと。

(2) 事業の用にのみ供される建築物に設置する太陽光発電設備であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

ア 停電時にも必要な電力が供給できる機能を有すること。

イ 太陽電池出力が10キロワット以上であること。

ウ 未使用品であること。

(3) 設置される蓄電池が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

ア 前号の太陽光発電設備の設置と併せて設置するものであること。

イ 定置型蓄電池（業務・産業用）で、4,800アンペアアワー・セル以上のものであること。

ウ 太陽光発電設備によって発電した電気を優先的に蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。

エ 未使用品であること。

(4) 太陽光発電設備等の設置に係る工事に着手していないこと。

（補助金の額）

第5条 補助対象者に対する補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、500万円を上限とする。

(1) 太陽光発電設備の太陽電池出力（単位はキロワットとし、小数点以下第2位未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）に2万円（リース契約等による場合にあつては、2万5千円）を乗じて得た額とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(2) 蓄電池の蓄電容量（単位はキロワット時とし、単電池の定格容量、単電池の公称電力、セルの数の積で算出された値とし、小数点以下第2位未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）に2万円を乗じて得た額とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（交付申請の受付期間）

第6条 補助金の交付申請は、市長が別に定める期間内に行わなければならない。

（補助金交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 太陽電池の型式及び蓄電池の蓄電容量、型式とその配置が分かる書類
- (2) 太陽光発電設備等を設置するための工事請負契約書又はリース契約等の契約書の写し
- (3) 市税の納税証明書（リース契約等による場合は、事業所に太陽光発電設備等を導入する中小企業者等のものとする。）
- (4) リース契約等にあつては、サービス料金、リース料金等に充当することが分かる経費の内訳が分かる書類
- (5) 太陽光発電設備等の設置場所の現況を示す写真
- (6) 姫路市暴力団排除条例に基づく誓約書
- (7) 履歴事項全部証明書（個人事業者にあつては、住民票、開業届及び確定申告書の写し）
- (8) その他市長が必要と認める書類

（決定及び通知書類）

第8条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者（以下「補助事業者」という。）に対しては、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれその旨を通知する。

（計画変更の承認）

第9条 補助事業者は、前条第2項の補助金交付決定通知書を受けた後、次の各号のいずれかに該当する内容を変更しようとするときは、計画変更承認申請書（様式第4号）に計画変更の内容が確認できる書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 太陽光発電設備の太陽電池出力及び太陽電池の型式名
- (2) 蓄電池の蓄電容量及び型式名

(3) その他市長が必要と認めること。

2 市長は、前項の計画変更承認申請書の提出があった場合は、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すことができる。この場合において、補助金交付決定額が増額されることはないものとする。

3 市長は、第1項の規定による承認をしたときは、計画変更承認通知書（様式第5号）により、その旨を通知する。

（中止の承認）

第10条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助金の交付決定を受けた事業を中止しようとするときは、速やかに中止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、交付申請を行った年度の末日までに、実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 太陽光発電設備等の設置に係る領収書の写し
- (2) 太陽光発電設備の出力対比表
- (3) 太陽光発電設備等の設置状況が確認できる写真
- (4) リース契約等にあつては、サービス料金、リース料金等が確認できる書類
- (5) 太陽光発電設備等を設置する土地及び建物の登記事項証明書又は登記事項要約書
- (6) 太陽光発電設備等を設置する土地及び建物の賃貸借契約書の写し
- (7) 太陽光発電設備等を設置する土地及び建物の設備等設置承諾書
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、内容が適正であるか確認するものとする。

（補助金の額の確定）

第12条 削除

（補助金の請求及び支払）

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、第11条の規定に

よる実績報告を行った後速やかに、補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求がなされたときは、その内容を審査し、適正であることを確認の上、補助事業者に補助金を支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 市長の行う調査及び指導に対して怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) その他この要綱に違反したと認められる場合

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（事業完了後の監査）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して補助事業の実施の適否及びその成果に関し監査できるものとする。

（取得財産等の管理）

第17条 補助事業者は、太陽光発電設備等を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間中、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助事業者は、太陽光発電設備等が損傷し、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第18条 補助事業者は、法定耐用年数の期間内において、太陽光発電設備等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第10号）を市長に提

出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち処分の時から財産処分制限期間が経過するまでの間に対応する金額として次の式により計算した金額を原則として返還させるとともに、処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることとする。

$$D = A \times (B - C) \div B$$

Dは、返還させるべき金額

Aは、交付した補助金額

Bは、財産処分制限期間の日数

Cは、補助事業が完了した日から処分した日までの日数

(関係書類の保管)

- 第19条 補助事業者は、補助対象事業に係る関係書類を事業完了の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(協力)

- 第20条 市長は、補助事業者に対して、必要に応じて太陽光発電設備等に関するデータの提供等の協力を求めることができるものとする。

(補則)

- 第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年10月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第7条第7号、第11条第5号、様式第1号及び様式第7号の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第2条及び第5条第2号の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式第1号、様式第7号及び様式第9号により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式第1号、様式第7号及び様式第9号によるものとみなす。